

仙台松島道路 4 車線化事業環境影響評価準備書についての意見
の概要及び当該意見に対する事業者の見解並びに関係町意見

1 意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解

環境影響評価条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は、2 件であった。

環境影響評価条例第 18 条の規定に基づく、上記の意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解は、以下のとおりである。

	意見の概要	事業者の見解
1	朝夕の混雑時に松島海岸 IC 付近の県道のショートカットのため町道を走行する車両があり、空き缶やタバコの吸い殻を路肩に捨てることが多い。それを防止するため、町道側はこまめに草刈りを行っているが、フェンスの内側(有料道路側)でススキ等が背丈以上に繁茂し荒廃した印象を与える場所はゴミの廃棄が多い。一般道利用者への景観に対する配慮や周辺住民の生活環境への配慮のため、町道に沿っている箇所フェンス内側の除草も徹底してほしい。	道路敷地内の除草については、主に安全管理上必要な部分について行っていますが、安全管理という観点だけでなく、沿道の「景観の保全」および「生活環境の保全」という観点も重要であると考えられるため、今後、除草の範囲及び方法等について検討いたします。
2	松島海岸 IC から松島町方面に向かう県道には数百 m に渡って歩道がないので、早急に歩道を設置してほしい。	当会社では県道を管理しておりませんので、県道に歩道を設置することはできませんが、沿線住民からの切実な要望として、県道を管理する宮城県に申し伝えます。

2 関係町意見について

環境影響評価条例第18条の規定に基づく、意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解が送付されたので、環境影響評価条例第20条第2項の規定に基づき知事意見を述べるに当たり、関係町に意見聴取したところ、関係町の意見は下記のとおりであった。

利府町	<ul style="list-style-type: none">・ 交通量増加に伴う自動車交通騒音，振動対策に十分配慮願いたい。・ 事業に伴い農業用水路の水質汚染や土砂の流出のないよう配慮願いたい。
松島町	<p>雨水排水計画について</p> <p>現在の雨水排水は，流末が河川まで整備されていないため，大雨時に有料道路周辺からの排水で周辺住民から苦情がある。また，過去何回か道路についても被災したこともある。4車線化をすることにより雨水量の増大及び雨水流達時間が早くなると思われるので，流末整備計画について検討していただきたい。</p>
大郷町	仙台松島道路4車線化事業環境影響評価準備書に対し異議ありません。